

## 平成31年4月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成31年4月23日（火）  
午前10時00分～午前10時48分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教 育 長 首 藤 修 一

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

委 員 堀 俊 一

事 務 局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 林 安喜夫

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 森田 大輔 保健給食課長 西本 岳史

教育センター長 中村 文俊 ほか担当職員

○教育長 それでは、ただいまから教育委員会の定例会を開会いたします。

日程第1「会期について」お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。

本日の定例会に傍聴の申請があり、許可しようと思いますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、傍聴を許可することといたします。

なお、傍聴は10人まで許可することといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

○教育長 休憩を閉じ、定例会を再開いたします。傍聴人に対しての諸注意を事務局よりお願いします。

○事務局 傍聴人におかれましては、既にお渡ししております守口市教育委員会傍聴規則を熟読の上、遵守していただきますようお願いいたします。

○教育長 それでは、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は駒田委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第3「会議録の承認について」お諮りいたします。

既に委員の皆様には、11月21日に開催されました教育委員会11月定例会会議録(案)を配付いたしております。原案のとおり承認いたすことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会11月定例会会議録(案)について承認することといたします。

それでは、ここで守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。

以降の審議の順序の変更と審議の方法についてでございますが、日程第4、議案第9号「平成31年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の推薦につい

て」は、人事案件でございますので、全ての議案が終了した後で関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　それでは異議なしと認め、日程第4　議案第9号につきましては、後ほど秘密会にて審議することといたします。

それでは、次に、日程第5、議案第10号「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問内容（案）について」を議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。

○事務局　議案第10号「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問内容（案）について」

「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問内容（案）について」次のとおりとする。

平成31年4月23日提出、守口市教育委員会教育長　首藤修一。

○教育長　それでは議案の説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、議案第10号「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問内容（案）について」説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書2ページから3ページを御参照賜りますようお願いいたします。

平成32年度に本市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び、平成31年3月29日発出の、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知に基づき、全ての小学校教科用図書の新たな採択を平成31年度に行う必要があります。教科用図書の採択にあたっては、教科用図書が教科の主たる教材として全ての児童・生徒の学校における授業や家庭における学習活動において、重要な役割を果たしていることに鑑み、綿密な調査研究に基づき適正かつ公正に行われる必要があることから、守口

市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第3条の規定に基づき、教育委員会から教科用図書選定委員会に諮問し答申を受けようとするものでございます。

それでは、諮問案の内容について説明をさせていただきます。

本市の教科書採択における基本的な視点として4点を挙げております。

(1) 学びの過程を重視した教科書

各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方を踏まえ、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の実現に向けた工夫がある。

(2) 言語活動の充実につながる教科書

伝え合うこと、書くこと、読むことなど、児童が主体的に考えたり、表現したりする工夫がある。

(3) 自学自習力の育成につながる教科書。

家庭等での自学自習を促す工夫がある。

(4) 本市の特色を活かせる教科書。

義務教育9年間の学びの連続性を考慮した記述の工夫や、児童・教員のICT活用の例示やデジタル資料等の添付などICT活用の工夫がある。

なお、留意事項として、1、教科用図書の選定に当たっては、適正かつ公正に努める。2、全ての発行者の教科用図書を綿密に調査研究する。3、調査研究に当たっては、大阪府教育委員会が別に提示する小学校教科用図書選定資料を活用する。4、選定委員会は調査のための観点を設け、適切な調査資料を作成するとともに、教科用図書における意見を平成31年7月19日までに提出する。この4点を確認させていただきたいと考えております。

以上、簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、あるいは御質問ございませんでしょうか。

○委員 4つの視点は、めざす守口の教育と、これを実現するために考えられた観点であるということで賛成であります。もう少し詳しく教えていただきたいのは、1つは本市の特徴として守口市の教育理念、「郷土を誇りに思い、夢と志を持って国際化社会で主体的に行動する人の育成というものです。これを効果的に実現させるために守口市は、小中一貫教育の導入ということを経験されて、浸透しているところでもあります。これは9年間の学びを小学校、中学校というふうに分けるのではなくて、このつながりとしてその連続性・系統性ということを非常に重視した、それに応えられる教科書をまず考えようということで、これは非常にわかっております。

もう一つは、守口市は近畿圏でも2番目にこのICT機器の活用というか、ICT教育に対して非常に長けた市でございます。そこで、ICT活用の例示、それからデジタル資料、デジタル教科書・教材なども含むと思うのですが、それらの活用・工夫ということが1つの選ぶ観点になっております。近畿2位を誇るハード面の実態を、例えば、電子黒板は10年が経過し少し古くなったので、31年度から新しくするか、そういう前向きな取り組みがうたわれており予算化もされています。その点、タブレットなど、例えば、無線LANの問題とか、そういうのを少し補足的にさせていただけたらなと思います。と言いますのは、この守口市の教育の重点項目1が学びの視点1、重点項目の2が言語活動2、それから重点項目の3が自学自習3というふうに、その中にずっと強調されている。もう一つは、その授業のユニバーサルデザインという視点で教科書をとらまえていくと、守口市の研究授業なんかを拝見させてもらって、この全ての子どもが解る・出来るということ。確かな基礎学力を付けるという授業展開も多く見られます。それで、ユニバーサルデザインのその1つということで、多分このICTということも位置づくのではないかと思いますけれども、その辺のソフト面・ハード面をもう少し教えていただければありがたいと思います。

○事務局 まず初めに、本市のICT機器の整備の状況についてお答えいたします。

全普通教室におきましては、電子黒板、書画カメラを配置させていただいております。

す。また、無線アクセスポイントを配備いたしまして、パソコンを持ち込めば全てインターネットにつながるような環境整備もさせていただいております。加えて、昨年より各学校からの希望者を、ICT活用推進リーダーとし、タブレットパソコン42台を配布し、研究を行っていただいているところでございます。その成果を各校に周知させていただき、平成32年度からタブレットパソコンを活用した授業も展開してまいりたいと考えております。

次に、2点目ソフト面でございますが、各普通教室に電子黒板がございます。この大型提示装置で教師が教材等を示すことにより、子ども達にとっては分かりやすく興味・関心を喚起したり、課題をつかませたりする上で大変有効であると考えております。

加えまして、先ほど申し上げたタブレットパソコンにつきましても、子ども達がプレゼンテーションをしたり、まとめ学習をしたりするなど、話し合い活動も活発に進んでいるところでございます。

電子黒板につきましては、老朽化に伴いまして、今年度に全普通教室の電子黒板を入れ替え予定でございます。また、現在使える電子黒板につきましては、特別教室等に配備させていただくことで、普通教室・特別教室等に電子黒板を配備いたします。また、各学校で使用しているサーバーを1つにし、教員が作成した教材等を、そこにに入れていただくことで、全教員が共有し、活用することで、本市の教育がさらに進むように取り組んでいるところでございます。

○教育長　ほかに、これについて質問ございませんか。

前回はこの基本的な視点は、もっと多かったような気がするのですが、これはどのような経過で4点にまとめられたのか。どこが変わっているのかということを含めて回答を願いたいと思います。

○事務局　前回は、視点としまして5つ挙げております。1つ目としまして、「学力向上につながる教科書」と「学習意欲を高める工夫や知識・技能の定着を図るため

の工夫がある」としておりましたものを、今回「学びの過程を重視した教科書」として変えております。また、「ICTを積極的に活用できる教科書」と、「小中一貫教育が図れる教科書」としておりましたものをあわせて、今回4つ目の「本市の特色を生かせる教科書」としてまとめております。その2点が大きな変更点でございます。

○教育長 つまり、大きく変更があったというわけではないということですね。

○事務局 そのとおりでございます。

○委員 これは確認ですが、本市児童の実態を十分に考慮したという文言がありますけれども、これは実態を踏まえながら本市の児童の課題を解決する観点からも検討に値する教科書であるというふうに読み替えてもいいのでしょうか。

○事務局 児童の実態からくる、そこで見えてくる課題、その解消・解決に向けた視点と、もう一点は、本市の子どもたちの良さ、そういうことをより引き伸ばせる視点、その両面を含めた意味合いで見ていただけたらと思います。

○教育長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決いたしたいと思えます。議案第10号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第10号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは、次に日程第6、議案第11号「平成32年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第11号「平成32年度使用中学校教科用図書の採択について」  
「平成32年度使用中学校教科用図書の採択について」次のとおりとする。

平成31年4月23日提出、守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○事務局 それでは、議案第11号「平成32年度使用中学校教科用図書の採択に

ついて」説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書4ページ、5ページを御参照賜りますようお願いいたします。

本市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用しております「特別の教科道徳」を除く教科用図書は、平成28年度より4年間使用していることから、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第15条に基づき、平成32年度より使用する教科用図書を採択する必要があるがございます。しかしながら、平成32年度使用中学校教科用図書につきましては、平成30年度検定において新たに合格した教科用図書が無かったことから、平成31年3月29日付、文部科学省初等中等教育局教科書課長より、平成27年度の調査研究の内容等を活用することができる旨の通知が発出されました。したがって、平成32年度守口市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書につきましては、この4年間の実績を踏まえ、平成27年度に本市教育委員会で採択された教科用図書を採択することが適当であると考えます。

また、「特別の教科道徳」につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第2項及び第3項の規定により、新たに平成30年度に採択された教科用図書を引き続き採択することが適当であると考え、提案させていただくものでございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

今までどおり使うということですね。5年目だけでも、次の教科書採択までは使うということでございます。ほかに御意見、御質問が無いようでございますので、採決をいたしたいと思っております。

議案第11号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。



(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第11号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは、次に、日程第7、報告第3号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。報告の朗読をお願いいたします。

○事務局 報告第3号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」

守口市教育委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり報告する。

平成31年4月23日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○事務局 それでは、報告第3号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」御説明申し上げます。

議案書6ページから7ページを御覧いただきますようお願いいたします。

教育委員会事務局職員の任免につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第17号により、教育委員会での決定事項でございますが、平成31年4月1日に人事異動が発令されたことから、教育長に対する事務委任規則第3条第2項により、教育長に臨時代理させていただき、7ページについて4月1日付で辞令を発令いたしました。

以上、報告を申し上げ承認いただくものでございます。よろしくをお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。これに関しまして何か御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

御意見、御質問がないようでございますので、採決したいと思います。報告第3号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第3号につきましては原案どおり承認いたしました。

これで、本日の日程は終了しました。傍聴人は退場してください。